

国立大学法人東京外国語大学における 履修証明プログラムに関する規程

平成31年3月19日
規則第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、東京外国語大学（以下「本学」という。）における履修証明プログラムの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(編成等)

第2条 履修証明プログラムは、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成し、その総時間数は六十時間以上とする

2 履修証明プログラムにおける講習又は授業の方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の定めるところによる。

3 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目は、本学の教員が担当するものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、本学の職員又は学外の有識者に委嘱することができる。

(実施)

第3条 履修証明プログラムは、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定）（以下「学則」という。）第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項に定めるものが、単独で、又は共同して実施する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、実施のための組織を編成し課程を実施することができる。

3 本学で実施する履修証明プログラムは、別表に掲げるものとする。

(履修資格)

第4条 履修証明プログラムを履修することができる者は、学則第20条に規定する本学への入学資格を有するものとする。

(受講料)

第5条 履修証明プログラムの受講料は、別に定める。

(修了要件及び認定)

第6条 履修証明プログラムの修了要件は、第3条第1項または第2項に定めるものが、プログラムごとに定める。

2 履修証明プログラムの修了認定は、当該課程の修了要件を満たした者について、学長が行う。

(履修証明書)

第7条 履修証明プログラムを修了した者には、別記様式1の履修証明書を交付する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

プログラムの名称	開始時期	時間及び科目	備考
司法通訳養成講座	平成 31 年 4 月	90 時間、4 科目	青山学院大学において実施される同名の履修証明プログラムと同時に終了した者に対し、別途本学学長、青山学院大学学長連盟の修了証書を交付する。

履 修 証 明 書

氏 名
年 月 日生

学校教育法第 105 条の規定に基づき、本学所定の下記
のプログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

年 月 日

東京外国語大学長 氏 名 印